

注記（全体会計）

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的外の有価証券……………該当する資産はありません。

② 出資金

市場価格のないもの……………該当する資産はありません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます）……………リース期間定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。該当なし。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいません。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② ソフトウェアの計上基準

取得価額が 30 万円以上の場合に資産として計上しています。

③ 工作物及び建物附属設備の計上基準

原則として取得価額が 60 万円以上の場合に資産として計上しています。

④ 資本的支出（改修）と修繕費の区分基準

原則として金額 60 万円以上または基固定資産の取得価額等の 10%を超える場合に、資本的支出（改修）として資産計上しています。

II 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

① 平成 28 年度決算分から統一的な基準を採用しています。

III 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等の内容

該当する事象はありません。

IV 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

後期高齢者医療特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△4,917,483 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	△4,917,483 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	—
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△3,107 千円
減価償却費	△174,357 千円
賞与等引当金繰入額	—
退職手当引当金繰入額	—
徴収不能引当金繰入額	—
資産除売却益（損）	—

純資産変動計算書の本年度差額

△5,094,947 千円